

裁判員経験者との意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時	平成 24 年 4 月 25 日（水）午後 2 時 20 分～午後 4 時 20 分		
場 所	仙台地方裁判所第 1 会議室（8 階）		
出席者	司会者	鈴 木 信 行（仙台地裁第 1 刑事部総括判事）	
	法曹出席者	渡 邊 英 敬（仙台地裁第 2 刑事部総括判事）	
		保 坂 直 樹（仙台地検公判部長）	
		草 場 裕 之	
		（仙台弁護士会弁護士，刑事弁護委員会委員長）	
	裁判員経験者	7 人（裁判員経験者 8 番は欠席）	
	出席報道機関	河北新報社，朝日新聞社，毎日新聞社， 東北放送，仙台放送，宮城テレビ， 共同通信社，時事通信社	

本意見交換会の趣旨説明等

司会者（鈴木判事）

これから裁判員を経験された方をお招きしての意見交換会を始めさせていただきますと思います。司会は，今，紹介のありました第 1 刑事部の鈴木です。よろしくお願いいたします。

皆さんは，これだけたくさんの方に見られていると緊張されていると思いますが深呼吸していただいて，本音ベースで今日はやっていただくということです。何の構えもありません。そのままお話ししていただければと思います。このような会を設ける趣旨と致しましては，実際に体験された方の話に勝るものはないというこの一言に尽きる訳です。体験された方がどのように感じられたのかその感想御意見をそのまま伺うことによって，この制度の運用に生かしていきたいという趣旨から，この会を催させていただいております。併せて，マスコミ関係の方も見えているのですが，経験者の声が広く県民に伝わることによって，県民の皆様の裁判員裁判に対するイメージというものがより具体的に抱きやすくなるのではないかと，等身大の裁判員のイメージが伝わるのではないかと，そのように思っていますので，是非，忌憚のない御意見を述べていただいて，意見交換会の目的を少しでも実現できるような形で進行をさせていただきたいと思います。

参加された裁判員経験者の紹介

司会者（鈴木判事）

まず，自己紹介から入っていききたいと思います。皆さんを番号で呼ばせてい

たきますので御了承ください。自己紹介といってもどんな事件を担当されて、どんな感想を持っているのかということをお話していただければと思います。それから、弁護士、検察官、裁判官も参加しておりますので、簡単に自己紹介していただきたいと思います。

まず、1番の方からですが、昨年7月に強盗致傷の被告事件を担当されました。法廷には、被害者も来てその証人尋問も行われたわけですが、ちょっと変わった、人質に取るという事件だったのですが、感想を簡単をお願いします。

裁判員経験者1番

当初は、通常のコンビニ強盗というような感覚なのかなと思っていたのですが、司会の裁判長がおっしゃったとおり、人質に取って身代金目的という事件だったので、ひとひねりもふたひねりもあった内容でした。幸いと言っていいのかどうか分かりませんが、有罪、無罪判決の判断ではなく、情状・犯情と量刑についての判断をみんなで考えるという内容でしたので、他の事件よりは、むしろ楽と言っては申し訳ないのですが、楽だったのかなと、3日間、かなり深いところまで皆さんとお話しできましたし、被害者心理の方に寄る方も、加害者の方に寄る方もありましたが、最後にはきちっと合意できたところが素晴らしいかったとの感想を持ちました。

司会者(鈴木判事)

続きまして、2番の方は、罪名でいうと殺人事件で、区分審理の最初のパート1部分を担当されました。有罪、無罪だけの審理ではありましたが、たくさんの証人、あるいは、被告人質問にも時間をかけた、特徴のある事件を担当していただきました。感想を一言をお願いします。

裁判員経験者2番

通常の裁判は、罪の重さに応じた判決を決めますが、有罪か無罪かだけを判決として出すのは、私にとっては、とても難しいと思いました。

司会者(鈴木判事)

続きまして、3番の方は、殺人と詐欺未遂の事件で、重い殺人では重要な情状事実について争いがあり、財産を得る目的ではなかったという事件ですね。詐欺の方についても主犯ではなく、手伝っただけだというような主張があった事件と聞いておりますが、担当していかがでしょうか。

裁判員経験者3番

裁判員制度を初めて経験したのですが、被告人の裁判内容で保険金目当てかそうでないかということで争って、それによって刑の重さが決まるというものでした。裁判を進めて行く段階でいろいろと内容が見えてきて、物事の判断というか、決めるのが非常に難しかったです。上手く表現できませんが、すごくいい経験に

なって、物を見る目が随分違ってきたなというのが私の感想です。

司会者(鈴木判事)

4番の方も先程の2番の方と同様に区分の審理の2番目の事件を担当されました。こちらの方も大変な数の証人尋問を経験されて、審理時間も大変長かったという事件でした。感想はいかがでしょう。

裁判員経験者4番

私も区分裁判ということで、一部の判断だけで全体としては参加できませんでした。確かに負担にはなりますが、個人的には、例え長くても三つの裁判に参加したかったなという思いはあります。ただ、最終的に私の担当した部分では、量刑まではなかったので、個人的にはほっとしている部分もあります。

司会者(鈴木判事)

5番の方は、共犯事件の強盗致傷を中心とする事件を担当されたということで、被害者の1名の方は証人として出て来られたと記憶していますが、担当されていたか。

裁判員経験者5番

私は、今、お話されたように、複数人と共謀して強盗したというか、金品を取ろうとした内容の裁判に携わりましたが、非常に若いこれから将来のある被告人でした。その被告人が、今後、その刑を受けることによって、きちんと更生してくれればいいのですが、その刑を受けることによって、暗い将来になるのではないかと考えると、判断には非常に厳しいものがありました。

司会者(鈴木判事)

6番の方は、性犯罪を含む事件ということで、そういう意味での特徴はあったと思うのですが、証人尋問の時間もある程度長かったとお聴きしております。担当されていたか。

裁判員経験者6番

担当した事件が性犯罪だったので、最初、参加するまでは非常にストレスがありました。実際に参加して、被害に遭われた方への配慮もされており、少し安心したということもありました。裁判官の方や裁判所の職員の方の我々に対する対応が非常に優しく分かりやすく、あまりストレスなく参加することができたと思います。

司会者(鈴木判事)

7番の方も同じく、性犯罪でしたが、審理自体は、割とコンパクトで3日間のコースでした。担当された御感想はいかがですか。

裁判員経験者7番

審理期間は3日間でしたが、事実認定に争いがないということで、それほど時間がかかった裁判ではなかったと考えています。初日は大分緊張して、裁判所の敷居も高く感じましたが、2日目辺りからいくらか楽になったという感じです。量刑についても、裁判長、裁判官からいろいろ丁寧な説明があったので、本当に参考になったというか、勉強になったという感じです。

法曹三者の自己紹介

司会者(鈴木判事)

それでは、法曹関係者の検察官から順番に自己紹介をお願いします。

保坂検事

地検の公判部長をしております保坂と申します。昨年の4月からこちらの地検で勤務をしております。よろしくお願いします。

草場弁護士

仙台弁護士会の刑事弁護委員会の委員長をしております草場です。大体こういう会を開くと、弁護人の方が分かりにくかったという意見をよく頂くのですが、その分かりにくさの原因も含めて、今日は、いろいろ忌憚のないところをお聴かせください。弁護士も傍聴席に参加しております。皆さんの生の声をなかなか聴くことができませんので、よろしくお願いします。

渡邊判事

仙台地裁第2刑事部の渡邊と申します。この4月に千葉地裁から転勤してきたばかりで、仙台では、まだ裁判員裁判の審理は担当しておりません。ただ、前任の千葉地裁では、裁判員裁判対象事件が多かったことから、裁判員裁判を44件ほど担当しております。そこで、感じていたこととしては、どの事件でも裁判員の皆さんが真剣に事件に取り組むひたむきさで、その姿勢には、感銘を受けておりました。今いただいた皆さんの自己紹介においても、そのひたむきさが伺えるなと感じておりました。今日は、裁判員経験者の皆さんの率直な御意見、あるいは御感想が伺えるということを非常に楽しみにしています。どうぞよろしくお願いします。

1. 審理についての感想・意見

司会者(鈴木判事)

これから中身に入りますが、まず、分かりやすい裁判になっているかどうか、あるいは参加しやすい裁判になっているかどうかといった観点からお話を伺えればと思います。前半は、審理の中身に沿いまして、裁判自体が分かりやすいかどうか、その後は、守秘義務、その他の関係、あるいは仕事、家庭生活との関係で、参加したことがどういう負担になっていたか、その負担感の話、最後に、これから裁判員をされる方へのメッセージというような形で順番に話をお聴きしたいと思います。

(1) 冒頭陳述について

司会者(鈴木判事)

まず審理においては、最初に冒頭の手続として冒頭陳述というものがあって、検察官、弁護士、それぞれが証拠で証明したいことがどういうことかという主張を行います。その後、証拠調べに入っていきますが、まず、冒頭陳述、証拠調べの所で、冒頭陳述についてどのように受け止めたか、それがこれから行われる証拠調べの道しるべの役割をきちんと果たしたかという観点から御意見を伺いたいと思います。もう大分前のことで忘れてしまったということもあるかもしれませんが、記憶に残っている限りで結構ですので、どなたかいかがでしょうか。

裁判員経験者4番

私の場合は、初日から法廷がありまして、面食らいました。参加した初日にすぐに法廷というよりも最低1日は、事件の内容を簡単にレビューする日が1日ぐらい欲しかったというのが感想です。

司会者(鈴木判事)

検察官の冒頭陳述によって、どういう事実を証明したいと思っているのかということは、ずっと入って来ましたでしょうか。

裁判員経験者6番

検察官が出してくれた資料は、非常に分かりやすかったです。それですごく整理された記憶があります。

司会者(鈴木判事)

その前提といいですか、冒頭陳述と証拠調べとの違い、あるいは証拠調べと論告との違い、これは皆さん把握されていたということによろしいでしょうか。

裁判員経験者1番

まず、冒頭陳述ありきで、冒頭陳述で検察官が述べられたことで、頭が一度は

検察側の主張を100パーセント、いや、8割方そのとおりだと動き、そうってはいけないなと思いつつ、きちんと弁護人のお話も聴きました。始めは、検察官の冒頭陳述で、頭が片寄ることも危惧しましたが、それはなかったという感想を持っております。

司会者(鈴木判事)

冒頭陳述というのは、それぞれの思い描く主張であり、その片方を聴くとそちらに向くというイメージがあったということでしょうか。

ほかの方はどうだったでしょうか。

裁判員経験者7番

私の場合は、先ほどもお話ししたとおり、事実認定が争われなかったということもあり、冒頭陳述もあまり頭の中にイメージがありません。

司会者(鈴木判事)

2番の方、あるいは4番の方は、がっちりとそれぞれの主張があったかと思いますが、証拠調べの前にそれぞれの冒頭陳述を聴くことによって、問題となる箇所はどこかをイメージできたでしょうか。

裁判員経験者4番

区裁判でしたが、冒頭陳述の前に資料の提示があり、大体事件の概要は分かりました。ただ、全体的には分かりやすいと思いましたが、判断において重要となる細かい部分については、なかなか理解するのに苦労しました。

裁判員経験者2番

冒頭陳述で用意された資料が見やすいということと、お話を理解できたということもありますが、私が関わったのは殺人ということで非日常的ということもあり、その時は聴いていたつもりですが、ちょっと時間が経って少し理解できたような……。その時は聴くのが必死でした。

司会者(鈴木判事)

ある意味、ちょっとボリュームがありすぎたという感じでしょうか。

裁判員経験者2番

そうですね。多かったというか、それについていくのが少し大変だったなと思いました。

(2) 供述調書などの取調べについて

司会者(鈴木判事)

証拠調べの方に入っていきたいと思います。皆さんが担当された事件の中には、人証が中心で進んだ事件、あるいは書証が中心で進んだ事件、あるいは書証と人証と両方とも結構あったという事件がそれぞれありましたが、そこで、まず、供述調書の朗読、その他そういう関係の証拠について、ポイントが分かったか、あるいは長さがどうだったか、そのような観点からお感じになったことがあれば、お話しいただければと思います。

3番の方が担当された事件は、結構、書証の読み上げ時間が長かったと聞いていますが、そこでのポイントと言いますか、どこが大事な所かということはつかめましたでしょうか。

裁判員経験者3番

私が担当した事件では、検察側は、保険金目当てではないかという点の主張がありました。最初は、私も検察官の言う事を聴いて、殺人事件なのだからそうだろうなと思っていましたが、弁護人の話も聴いて、だんだん考え方が変わりました。上手く説明できませんが、物事は、弁護人と検察側の両方の意見を見聞きして、それで判断しなければいけないなと思い、今は、すごくいい経験だったと思いました。

司会者(鈴木判事)

最初に、それぞれから意見というか主張が出てきますが、それを証拠を順番に見ていくことによって、だんだん具体的な中身が充填されてくると、そうすると最初受けたイメージとはまた違う形で実像みたいなものが出てくるというイメージでしょうか。

裁判員経験者3番

はい、そうです。

司会者(鈴木判事)

3番の方の事件では、証拠書類を調べる時間が長かったようですが、それ自体はあまり苦になりませんでしたか。

裁判員経験者3番

それほど苦にはなりませんでした。私たちが担当した事件は2週間でしたが、自分としては、殺人事件なのにこんな短い期間でよかったのかという感じを受けました。

司会者(鈴木判事)

供述調書の関係で、5番の方の場合は、被害者が証人として出てくる事件と、供述調書が出された事件の双方があって、比べる機会があったかと思うのですが、

その辺、どちらが理解しやすかったかということは考えられましたか。

裁判員経験者5番

被害者が法廷に出てきて、いろいろ事件の状況について、本人が話すものですから、実感が湧いて、非常に理解しやすかったです。あと、写真や配置図みたいなものがあるって、非常に分かりやすかったなという感じでした。

司会者(鈴木判事)

7番の方は、調書の読み上げのみで、被害者が出て来なかった事件でしたが、被害の状況については、それで十分把握できたでしょうか。

裁判員経験者7番

検察側、あるいは弁護側の話もスムーズに聞きとれましたし、割と理解できたかなと思います。被告人も認めていましたので。

司会者(鈴木判事)

7番の方の事件は、被告人が認めていたことから、書面が出てくるということにもなるわけですが、調書の中の大事な部分も割と把握できたということでしょうか。

裁判員経験者7番

(うなずく。)

裁判員経験者1番

それぞれ皆さんが扱った事件によって一概には言えないと思いますが、検察官と弁護人からは、争点が何かということをもう少しクローズアップしていただくとともに、その争点についての証拠はこれですという説明をしていただければ、より分かりやすかったのではないかと思います。私が担当した事件も、本人は犯罪行為自体は認めているものの、検察側は計画性がある、弁護側は計画性がないということで、情状だけが争点だったと思います。その争点についての証拠が、それぞれ何に向かったの証拠なのかを、もう少し説明してもらえれば良かったかなと思います。弁護側において、治療歴について、かなり長い時間をかけてお話しいただきましたが、その被告人の治療歴は何のために話されているのか質問したいぐらいでした。争点に合わせた証拠というのをもっと明確に出していただければ、裁判員も、そういう意味の証拠ですねと、納得できたかと思います。

司会者(鈴木判事)

今の御意見はいかがでしょうか。他の方もそういうことをお感じになった場面はなかったでしょうか。この証拠がどういうことを証明するために出されている

のかが分からなかったというお話でしたが。

裁判員経験者1番

全部ではありませんが、一部ありました。

司会者(鈴木判事)

その部分については、必要性もよく分からなかったということにもなるのでしょうか。

裁判員経験者1番

(うなずく。)

司会者(鈴木判事)

例えば冒頭陳述で、ある程度強調しておいてもらおうと分かりやすいとか、証拠調べの前にちょっと言ってもらおうと分かりやすいということになるのでしょうか。

裁判員経験者1番

(うなずく。)

司会者(鈴木判事)

オリジナルの証拠ではなくて、時間その他の関係で、スリム化できるところはスリム化するという発想があり、ある程度まとまった内容で証拠が作られているというケースもあるかと思いますが、その点について何かお感じになるところはありますか。その辺はないでしょうか。

裁判員経験者ら

(うなずく。)

(3) 証人尋問や被告人質問について

司会者(鈴木判事)

証人尋問ですが、どの証人が何のために出ているのか、証人の話はどこに関係しているのか、関係する話は出ているのか、自分たちが判断するのに、判断するための材料として証言内容が提供されたのかという観点からはどうでしょうか。証人尋問がたくさんあった事件を担当された方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

裁判員経験者2番

出て来た方が、皆さん全く違うことをそれぞれ言っていたので、誰を信じてい

いのか、誰の話が本当なのかというのを見定めるのがとても難しかったです。

司会者(鈴木判事)

材料としては提供されていたけれども、判断が難しかったということですね。

裁判員経験者4番

今の話と関係すると思うのですが、いろいろな状況判断からして限りなく黒に近いという状況でも、本人が明確に一切無実と主張している場合に、明確な証拠がないと、どう判断して良いか分からないという状況にどうしても陥ってしまいますね。そうすると、どうしても最後は感覚的な判断で個人の意見を述べてしまうという怖さを非常に感じました。

司会者(鈴木判事)

事件の中身が大変難しかったというお話だと思いますが、今のお話の前提として、裁判のルールを初日から我々の方で説明させていただき、証明する責任は検察官にありますとずっとお話してきたと思いますが、その辺は頭の中にあったかという点はいかがでしょうか。

裁判員経験者4番

資料や事件の流れなどについてはよく分かるし、理解できるので、非常に懇切丁寧にやっていただいたとは思いますが。ただ、まったく素人で2週間参加すると、最後はどこに拠り所を置いて判断したらいいのかというのが難しかったです。

司会者(鈴木判事)

判断の中身が難しかったという話になってきていますが、その前提として、証拠の中身を理解しにくくなかったかどうかという観点から、証人尋問について、全然懸念はなかったのか、問題はなかったのかという点から思い返していただきたいのですが、どうでしょうか。例えば3番の方の事件では、同じ人物について、証人尋問の部分と供述調書の部分があったと聞いていますが、その振り分けがどうしてそうなっているのかということも含めて、その辺でお感じになったことはどうですか。

裁判員経験者3番

証人尋問で3名か4名の方が見えましたが、その方たちの話を聞くと、どうしても被告人に不利な話が当然出てくるわけで、弁護人たちの話を聞いて、どちらが正しいのかなと非常に判断に苦しみました。

渡邊判事

証人尋問などですと、検察官、弁護人から尋問していただくのですが、どういう意図でこういう尋問をしているのか、何を獲得目標として尋問しているのか、

ときどき見えづらい場合があるかと思いますが、そのような場面に遭遇された方はいらっしゃるのでしょうか。どうしてこういう質問をしているのか伝わる形で尋問がなされていたのかという観点からはいかがでしょうか。

裁判員経験者6番

1 番の方の話とたぶん同じだと思うのですが、何のために質問をするんだというのが最初にあれば分かりやすかったと思いました。何のためにこういう質問をしているのかと、非常に疑問を感じながら聞いていることがあって、後で裁判官の方に聞いて確認するということが多かった気がします。

草場弁護士

2 番の方と4 番の方は、有罪か無罪かを争う事件を担当されたということで、判断に迷われたということですが、判断に迷ったときの拠り所として、例えば無罪推定とか、合理的な疑いが残った場合のことなど、裁判官から説明されたいろいろなルールの中で記憶に残っていることには、どのようなものがありますか。

裁判員経験者4番

今記憶に残っていることはないです。

草場弁護士

2 番の方はどうですか。最後に判断に迷ったときに、何かを拠り所にして黒か白か決められたと思うのですが、その時に、例えば検察官が立証に失敗したら疑いがあっても無罪とか、そういう基準の説明がそれぞれの方にあったのではないかなと思うのですが。

裁判員経験者2番

冒頭陳述で示された資料の中で、ちょっとしたことで違うんじゃないかという疑いがあれば、それは有罪にできないとか、確信を持てたのだったら有罪ということだったと思います。

草場弁護士

それは冒頭陳述の中で、弁護人が多分述べたことだと思いますが、その言葉が最後の拠り所になったということですか。

裁判員経験者2番

そうですね。決定的な証拠があるかないかだと思います。私たちが納得できる形の証拠があるかどうかだと思います。

裁判員経験者4番

裁判官からはいろんなアドバイスなり今言ったようなことを聞いたかと思いま

すが、明確なキーワードとしては覚えていませんが、最後の抛り所の判断というのは、やはり今までの自分の人生の常識なり、そういったところの判断だったように思います。

司会者(鈴木判事)

話を続けたいところもあるのですが、例えば一度終わった証人で、別の証人を聞いた後、もう一度最初の証人を聞きたいという御意見もアンケートの中にありましたが、そういう気持ちになったことはありましたか。

裁判員経験者2番

何人か出てきていらっしゃる中で、話が二転三転して皆さんの話が違う中で、やはりもう一回最初の人に話を聞きたいなということはありません。

司会者(鈴木判事)

当事者の尋問の中で聞き漏らしたというよりは、もう一度聞いてみたいという内容ですか。尋問の中で事実としては出ているけれどもということでしょうか。

裁判員経験者2番

(うなずく。)

司会者(鈴木判事)

事実がそもそも全然出ていなかったのではないかと後から振り返って思ったということはなかったでしょうか。

裁判員経験者4番

それもあります。

草場弁護士

有罪か無罪かを争う事件だけではなくて、量刑の重さを争う事件でもそうですが、もっと証拠を見たいと思われたことはないでしょうか。例えば、事実を争う事件であれば、現場を見たいとか、現場を見なくて判断していいのだろうかと思われたことはなかったでしょうか。あるいは、量刑を決めるときに、この人の人生をもっと知った方がいいのではないかと、足りない感がもしあったならば教えていただきたいのですが。

裁判員経験者4番

できるかできないか、時間がどれだけかかるのかは別として、個人的には大いにありました。

草場弁護士

どんな点ですか。

裁判員経験者4番

もちろん現場も見たいし、被告人の生き様といったものも、もっと知りたいという部分もありました。ただ、どこまでできるかどうかは、期間の問題もありますし、別としてですね。

裁判員経験者2番

私も、もう少し証拠となる写真を見たいと思いました。実際殺人の行われたのは部屋の中ということでしたので、建物の外は分かったのですが、部屋の中の写真というのはなかったように思えました。位置確認でいろんな方の証言などはあって、絵は描かれるのですが、証言の内容と合わせながら、部屋の中の写真を見たかったです。

裁判員経験者1番

私は保険会社の事故の調査員なものですから、現場を見ないでものは語れないということで、まずは現場を見るというのが仕事なのです。今回の場合も、寒さと空腹に耐えかねてということでしたので、当日の気温と風速、気候状況をインターネットの過去の記録から調べて、本当にそういう気持ちになるかということ推察しようかなと思ったのですが、それはまずいと、裁判員というのは示された証拠の中だけで判断しなければならないので、そのような余計な予備知識を持つてはいけないという振り返りもありました。やはり皆さんがおっしゃっているとおり、私の事件は平易な事件でしたけれども、難しい事件は裁判員の方からも、この辺の部分の証拠が欲しいという意見を言う機会があってもよいのかなと思います。

裁判員経験者6番

証拠が足りないということで、裁判官にお願いをしたら証拠を請求してくれました。そして、実際証拠を見せられてもちょっと分からなかったのですが、すごくそういった面では良かったです。

司会者(鈴木判事)

今のお話は、あるものとなないものがあると思いますので、そういう限界もあるかと思いますが、私の中では見たいものもあった、あれば見たかったというお話が結構多いですね。

(4) 論告・弁論について

司会者(鈴木判事)

論告と弁論のところに入ります。論告と弁論をお聞きになって、それぞれが証拠調べを踏まえて最終的な意見を述べたと思います。後の評議につながっていくと思うのですが、大変理解しやすい、使いやすいものであったかという点についてはどうでしょうか。検察官は、大体仙台ではA3版1枚とかの形でまとめられて、弁護人は、コンパクトにまとめられているケースもあれば、文章体のケースもあり、当事者の主張の総まとめということになりますので、当事者には大事なものだと思います。皆さんがそれを御覧になって、あるいはお聞きになって、当事者が最終的に言いたいことが伝わってきたかどうかという点はいかがでしょうか。

裁判員経験者6番

弁護人は文章でしたが、検察は図で箇条書きになっていて、それを比べると、図で箇条書きになっている方が分かりやすかったです。

司会者(鈴木判事)

情報量としては、中身的にはそんなに変わりませんか。

裁判員経験者6番

そうですね。

保坂検事

論告に関してですが、書面で箇条書き的なメモと称するものをお渡しするとともに、それを補足する形で言葉でかなり補っているのですが、それについて、お聞きになった時点で何を言っているのか分からないという点があったかどうか、御意見をお聞きしたいと思います。

裁判員経験者5番

検察側のは1枚ものだったと思います。カラー刷りでコンパクトに要点を絞って分かりやすく書いていたと記憶しています。一目瞭然で分かり易かったです。それに比べて、弁護側は文章で、全部読んだり聞いたりしないとなかなか理解できなかったという感じを持っています。

裁判員経験者2番

私も5番の方と同じで、カラーで分かりやすくしていただいた方が理解できたと思います。

裁判員経験者4番

そこは私も同感です。強いて言えば、同じ様式同じ形態で、検察側、弁護側が

用意してくれれば完璧だと思います。

裁判員経験者3番

私の事件では、両方とも非常に分かりやすかったです。その内容で自分は十分理解できたと思っています。

草場弁護士

3番の方の場合は、弁護側も検察官が出しているような1枚の簡単な表とか図を使ったものが出たのでしょうか。

裁判員経験者3番

表と言いますか、書類で見て弁護側が最終弁論で読みますよね。自分の中では大体決まっていたから、その内容なども非常に良く理解できたと思っています。

草場弁護士

今のお話は、検察官が資料として使ったものは図とか1枚もので、弁護人の方は文章で出て、どちらも形式は違うけれども、中身が胸に落ちたという点では同じだったということですか。

裁判員経験者3番

はい。

保坂検事

検察官に証明責任があるわけですがけれども、検察官が論告でこういう点、こういう点がありますということをそれぞれ指摘して、それが認められるのかどうかを順番に評議の中で判断されていったと思いますが、その際、論告がどのような使われ方をしたのかという点を教えていただきたいのですが。評議の際にも使うことができたのかという観点です。

裁判員経験者2番

使うことができたと思います。

司会者(鈴木判事)

今出ているお話は、まずは中身がずっと理解できるかというのがあって、それが形の上でも整理された、あるいは特徴があってクローズアップされたものが出ているとか、大事なものを順番に並んでいるとか、形式がそれにプラスアルファされ、それが両方揃うと分かりやすいというイメージでしょうか。

裁判員経験者4番

検察側はカラーでコンパクトにまとめてあって、最初に見たときは一瞬分らないんですね。事件の内容が分かってきて、これは便利で振り返るときに非常に理解できて、自分の頭の中を整理するときに非常に分かりやすい。弁護側の文章的な形の資料は、読んでいくとよく分かるのですが、後で評議のときに振り返って見たりすると、どこだっけとか、あの件はいつ誰がというときに、どのページにあるのかが非常に分かりづらい。両方一長一短あるんですけども、結局事件の内容は段々分かってきますから、最終的にはコンパクトな資料の方が私は分かりやすいのかなと思います。

2. 評議・判決についての感想・意見

司会者(鈴木判事)

それでは次に、評議・判決についてですが、評議について振り返ってみて、思う存分意見を述べることができたかどうか、忌憚のない御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者6番

非常に話しやすい雰囲気をつくっていただいて、聞きたいことは聞けたし、言いたいことは話すことができました。

裁判員経験者2番

当初イメージしていたのは、非常に緊迫した場面を想像しており、思うように自分の意見を述べられないのではないかと心配していましたが、実際には、6番の方と同じで、裁判官や裁判所のスタッフの方が話しやすい雰囲気をつくってくださったので、いろいろと自分の意見を述べることができました。

裁判員経験者3番

私も、殺人事件ということで緊張していましたが、初日から裁判官に分かりやすく説明していただいたり、二、三日目辺りからは、みんなが屈託なく意見を言える雰囲気ができたので、十分に意見を出し合うことができたと感じています。裁判官の方々には、非常に感謝しています。

裁判員経験者1番

私の当初の印象は、「まず結論ありき」で、裁判官が誘導していくのかな、我々裁判員は追認するだけなのかな、と思っていたのですが、全くそのようなことはなく、第一印象で量刑を考えてみようかという段階で、裁判官同士でも異なる意見がありましたので、「ああ、我々も違った意見でいいんだ。」と感じたところからスタートでき、その後、屈託なく意見交換をすることができました。

司会者(鈴木判事)

評議にかけた時間が足りなかった，というような感想をお持ちの方はおりませんか。

裁判員経験者3番

殺人事件については，もう少し時間をかけて判断しても良かったんじゃないかなという気持ちはありました。

草場弁護士

今の御発言の趣旨は，もっと証拠調べに時間をかけたいということですか，それとも話し合う時間が足りなかったということですか。

裁判員経験者3番

両方の意味です。証拠として，被告人や証人の話をもっと聞きたかったし，評議にも時間をかけたかったと思いました。一人一人の刑を決めるのですから，最初は自分が裁判員として判断して良いのか悩みましたし，皆さんも同じように悩んだと思うのですが，時間をかけて論議をしたかったと思いました。

裁判員経験者4番

評議の時間が短いか長いかということに関しては，私は2週間の裁判に参加したのですが，適切であったと感じています。全体の審理期間がどの程度か，事件によって異なりますが，全体の審理期間が長ければ評議の時間も長くなり，私の場合は，バランスで言ったらちょうど良いと思いました。

司会者(鈴木判事)

評議について，こうすればもっと良かったと，後から考えたようなことはありますか。

(意見なし)

それでは，判決についてですが，評議の内容を反映した判決になっていたとの認識なのか，あるいは疑問点が残るのかをお聞かせください。

裁判員経験者7番

判決については，裁判官からいろいろな話があって，裁判員全員が納得できたとのイメージです。非常に分かりやすく説明していただいて，裁判員の全員が納得した内容の判決になっていたと思います。

司会者(鈴木判事)

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者1番

私は仕事柄，たくさんの裁判例，判決を読むことが多いのですが，何を書いているのか分かりにくい判決がたくさんある中で，私が担当した事件の判決は，理解しやすい平易な文章で，裁判員が発した生の言葉が取り上げられていたと感じています。裁判員の総意が反映されているということだと思いますが，参加して良かったと思いました。文章をまとめられた方は素晴らしいと思います。

3. 裁判員を務める上での負担感など

司会者(鈴木判事)

次に裁判員を務める上での負担感についてお聞きします。裁判所にお越しただくに当たって，時間的な制約を受け生活に影響があったとか，あるいは，家族にも話せなかったなど，守秘義務が課せられることについての負担感について，率直に感じたことを述べていただきたいと思います。

裁判員経験者5番

私の場合は，3日間の裁判でしたが，私はサラリーマンで，会社には裁判員制度のための休暇制度などはなかったので，年次休暇を取得して参加しました。会社の理解はありましたが，仕事も気になりながらの参加でした。普通のサラリーマンには，あまり長期間の裁判だと対応することはできないと感じました。

司会者(鈴木判事)

イメージとしては，何日ぐらいなら参加可能だと思いますか。

裁判員経験者5番

月末・月初めか，月半ばの時期かによって若干変わりますが，1週間くらいであれば，仕事のやりくりをしながら参加可能だと思います。

司会者(鈴木判事)

日程の取り方などに関して，こうしたら良いのではなどの御提案，御意見はありますか。

裁判員経験者7番

私も3日間の裁判に参加しました。3月中に行われた裁判の期間中に，私の住まいのある大崎市の方では相当な雪が降ったため，裁判所に出て来るために時間がかかり苦労をしました。豪雪地帯の住民については，12月から3月までの期間は，選任に当たって配慮してほしいと思います。冬期間は3日の間に雪が降らないということはないので，自動車で来るか公共交通機関を利用するかは別とし

て、雪のための時間ロスが大きいので、これから制度を続ける上では、是非御配慮をお願いします。

また、今回参加した裁判員裁判の呼出状を受けた1週間後に、2回目の呼出状が届き、2週間にわたって予定が組めないことになってしまいました。1回目の呼出状を出した後に同じ人に2回目の呼出状を出すような場合には、1か月くらい空けてもらうとか、その辺も考えていただきたいと思います。

司会者(鈴木判事)

裁判員候補者は、コンピューターで選ぶので、たまたま複数の呼出状が届くこともあるようで、その弊害の一つかと思いますが、確かにそういうことはあるようです。

守秘義務について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者4番

裁判員として感じる負担感には、大きく二つあると思います。一つは束縛される日程的な問題、二つ目は、守秘義務など精神的な問題で、それぞれの方の性格や生き様、職業などによって違うと思いますが、私自身は、1番目の問題は、仕事柄、裁量で調整できるので負担感は感じませんでした。2番目の問題も、私の性格的なものかもしれませんが、さほどの負担はありませんでした。

司会者(鈴木判事)

その他の方はいかがですか。違う御意見はありますか。

裁判員経験者1番

守秘義務については、中身の具体的な内容は話してはだめと言われましたが、その「具体的な内容」というのが具体的でない、どう捉えて良いか分からなかったので、できれば守秘義務についての想定問答を作ってほしいと思います。裁判に関する質問に、具体的にどのように答えていいのかははっきりすれば、より分かりやすくなると思います。

司会者(鈴木判事)

守秘義務があること自体の苦痛ということではないのですね。

裁判員経験者1番

はい。守秘義務自体ではなく、その範ちゅうが不明な点について負担感を感じます。また、裁判員に選出されたことも秘密というのもどうかと思います。

司会者(鈴木判事)

選出された段階で、職場で話すのは構わないという説明はあったと思うのですが・・・。

裁判員経験者1番

職場で話すということは、顧客にも伝わって、「どうしているの」と聞かれて、「裁判所に行っています。」とだけ答えると、顧客の反応は「ああ・・・」と・・・。たぶん別の意味に理解されているのではないかと思います。

裁判員経験者2番

私の会社では、裁判員裁判に参加するための規定があって、選出された場合には有給休暇が認められます。その意味では、上司の理解もあって非常に休みやすかったです。あと、守秘義務の関係では、あまり多くの人に話すことは怖かったので、上司と仕事を直接引き継ぐ同僚にだけ裁判員になったことを知らせました。その他の人には、どの裁判に出るかなどの詳しい説明はしませんでした。

裁判員経験者6番

私も2番の方と同じような状況で会社は休みやすかったし、会社が意外と理解を示しているので安心しました。会社によって対応に違いがあるので、世の中には、裁判員裁判に参加するのは大変だとのイメージがあるのではないのでしょうか。

司会者(鈴木判事)

皆さんには、今も守秘義務の制約が課せられているのですが、その負担感を感じますか。

裁判員経験者2番

上司と、お話しした同僚以外の人には、まだ話していませんし、特に誰かに話をしたいということはないので、負担には感じていません。

裁判員経験者6番

関係するところから、どうしても知られてしまうことがあって、話をしたこともあるのですが、必要なところは自分で判断して話しているので、負担感はありません。

司会者(鈴木判事)

裁判員を務めている間にどこまで話していいのか、という問題と、裁判員を辞めた後も評議の中身については話してはいけないということがあります。その後者の問題ですね。この点について苦痛に感じることはありませんか。

裁判員経験者7番

裁判のことについて他の人に話したいという気にはなりません。

司会者(鈴木判事)

ほかの皆さんも同じ気持ちでしょうか。

裁判員経験者ら

(うなづく。)

4. これから裁判員になれる方へのメッセージ

司会者(鈴木判事)

最後に、これから裁判員になれる方へ何か一言、皆さんの経験を踏まえて言葉を贈るとすればどういうことをお伝えしたいか、お聞きしたいと思います。

裁判員経験者1番

選ばれた方には、まず、辞退せずに参加してほしいと思います。私自身、裁判員の経験を通じて、物事を考える感性が良い方向に変わってきたと思っています。更に、参加すると日当までいただけるのだから、いいことだと思います。できれば何度も選ばれて、裁判員としてキャリアアップできればいいとも考えています。

裁判員経験者2番

不安を感じる方もいると思いますが、自然と話し合える雰囲気になると思いますので、安心して参加してほしいと思います。一般の方が積極的に発言することが、裁判員として一番重要な役割だと思います。

裁判員経験者3番

やはり、選出されたときは断らないで参加してほしいと思います。参加してみて、物事の見方には、表があり裏があること、事実はあるが真実を見つめないといけないこと、人の話は片方だけ聞くのではなくて、両方から聞かなくてはならないことなど、多くのことを学びました。裁判員の通知が来たら、是非参加してほしいし、自分自身ももう一度やりたいと思っています。

裁判員経験者4番

私も参加して良かったと思っています。これから裁判員になる方は、とにかく参加してもらいたいと思います。人によって受け取り方は違うと思いますが、良い経験になると思います。

裁判員経験者5番

私も非常に良い経験をさせてもらいました。素人で法律的なことは分かりませんが、裁判官をはじめ、皆さんからアドバイスや指導を受けながら、自分の人生経験を元手に考えながら発言することができました。今までとは違った新しい部分を体験でき、これからの物事の判断や、社会生活を送るについて、プラスにな

る経験でした。

裁判員経験者6番

これからの方には、是非安心して参加してほしいと思います。もしかしたら、評議の中で裁判官と一般市民の感覚の違いを感じることがあるかもしれませんが、そんなときにこそ率直な意見を発言して、我々の意見も取り入れていただいて、血の通った裁判になるようにしてもらいたいと思います。

裁判員経験者7番

私からも、これからの方には積極的に参加してもらいたいと思います。私の友人に、今日の意見交換会に参加することを話したら、その人は、裁判員制度には反対だと言っていました。要するに、結論は裁判官に誘導されているというイメージを持っていて、それで反対のようでしたが、私からは「いや、そんなことはない。選任されたら是非手を挙げて、自分の意見を述べてほしい。」と話しました。

5. 法律家からの感想

司会者(鈴木判事)

法律家の皆様から、感想を一言ずつお話しいただくようお願いします。

保坂検事

裁判員の皆さんが、先入観にとらわれず、証拠とか常識で判断されていることが理解できました。また、尋問の意図が分かりにくい質問があったとのこと指摘については、今後改善したいと思います。

論告については、活用していただいているとの意見もあり、より分かり易くなるよう、今後も努力していきたいと考えています。本日はありがとうございました。

草場弁護士

途中で何度も質問をしましたが、きちんとお答えいただき私の理解も深まりました。ありがとうございました。裁判員の方が、決められた審理の中で証拠をよく見て判断していることがよく分かって、ありがたかったと感じています。その中で、もっと議論を尽くしたかったなどの意見があったことを、法曹三者として受け止める必要があると思います。やはり参加して、十分な証拠を見て、十分議論することが裁判員にとっても大事だと考えますし、何より被告人が裁判を受けているのですから、被告人の一生を決める裁判を行うに当たり、意味のある裁判をするために、改善の余地や運用を変えなければならないことはたくさんある、その意味で多くのヒントをいただきました。ありがとうございました。

渡邊判事

今までの私が経験した裁判員裁判と重ねて、今までのやり方で良かったのだと強く背中を押された点もありましたし、改めていかなければならない、十分な配慮をしなければいけないと感じた点もあって、かなり多くの御指摘を受けたものと思っています。裁判を運営する裁判所として、これから裁判員として参加される方々から「やって良かった」と言っていただけのような裁判をしなければとの思いを強くしました。本日はありがとうございました。

記者からの質問

司会者(鈴木判事)

それでは、ここで記者の皆さんから質問をしていただきます。

東北放送:幹事社

今日の意見交換会を終えて率直な感想をお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者1番

先ほど、経験者の皆さんが集まったこじんまりとした控室が意見交換をする場かと思っておりましたが、こういう広い場所で、高いところに座らせていただくことになると、教科書どおりの回答しかできないかなと思います。もうちょっと腹を割って話すのであれば、この形式は違うのかなと思いました。

裁判員経験者2番

私も、10人程度で輪になってお話しするのかなと思っていたのですが、こういう場ということで、入口から、正直今も手が震えている状態で、自分の意見がちゃんと出せているのかなという不安がありましたが、裁判員を経験された人達と話すとても良い機会を与えていただいたと思っています。

裁判員経験者3番

私も、初めは少人数でと思っていたのですが、だんだん説明を聞いて、大勢の傍聴人の前で行われることを知って驚きました。自分はあがり症ですので、撮影大丈夫と言ったものの撮影されている間は、自分の血の気が引けていくような気持ちで、これではとても自分の意見は出せないかなと思いました。やっぱりこじんまりとやった方がもっといろいろな意見が出せたのではないかなと思います。できれば、自分が担当した事件の裁判員経験者同士、裁判官、検察官及び弁護人で話せばよかったかなと思いました。

裁判員経験者1番

裁判員経験者同士の話がもっとしたかったですね。

裁判員経験者4番

今日は、裁判員をやったときの法廷にいるときのことを思い出してしまいました。こういう形で裁判員経験者の意見が制度に反映されれば本当にうれしいかなと思います。

裁判員経験者5番

私も皆さんと同じ意見ですが、大勢の前で意見交換会となるとなかなか意見が出てこないかなと思いました。意見交換会ということでエントリーしたのですが、裁判員経験者と裁判官、検察官、弁護士だけが、フランクにディスカッションをするイメージだったので、イメージと違って驚いております。また、裁判員を経験してから若干日にちも経っていることから細かい点について忘れてしまって、もうちょっときちんと覚えておけば良かったなと反省をしております。

裁判員経験者6番

私も皆さんと同じです。もうちょっと事件のことを覚えておけば良かったと思います。きちんと話ができなかったと反省しています。

裁判員経験者7番

私も皆さんと同じで、こんなに報道機関の方と傍聴人の方が来ているとは思いませんでした。もっと勉強しておけば良かったと思いました。

毎日新聞

さきほど、無罪推定のルールについて、記憶に残っていないというお話があったと思いますが、それは現時点で覚えてないということなのか、審理中は頭に入っていたのか、どちらでしょうか。

裁判員経験者4番

今は忘れてしまったということです。今はできるだけすべてを忘れようとしています。

裁判員経験者1番

無罪推定という質問が悪いのだと思います。「疑わしきは被告人の利益に」という感覚で行われましたかと聞かれれば、皆さん確かにそのとおりだったと答えずと思っています。我々は、無罪推定などの専門用語で認識しておりません。私は、仕事柄分かりますが。そのように御理解いただければいいかと思います。

朝日新聞

2 番の方と 4 番の方は，区分審理に参加されたということでお伺いしたいのですが，有罪か無罪かだけを判断するのは難しかったとか，三つの裁判全てに参加したかったというお話があったかと思いますが，実際 3 件とも全てに参加していたら期間が長くなってしまいますが，期間の負担との兼ね合いで，どちらが良かったとお考えでしょうか。

裁判員経験者 4 番

裁判の期間の問題は，仕事の関係とかいろいろ個人差が大きいと思いますが，私の場合は，比較的調整がつく環境にいるものですから，裁判の期間をもっと長くして，3 区分全てに参加したかったと思います。

裁判員経験者 2 番

私も育児と仕事を両立して行っているのですが，期間的には短い方がいいのかもしれませんが，やっぱり裁判のことを考えると，4 番の方と同じように全ての裁判に参加して最後まで裁判員としてやりたかったなという思いはあります。

朝日新聞

先日判決が出たさいたま地裁の事件では，すべての事件を一括して，期間も 100 日というものでしたが，毎日行うのではなく，今週は木，金だけ行うというように進められていたようです。例えば，今は導入されていませんが，審理や評議を土日に行ったり，5 時以降に行ったり，いろんな調整方法があると思うのですが，もしこういった方法が取り入れられたら良いのではないかと具体的に思っていることがありますか。

裁判員経験者 4 番

いろんな方法があると思いますので，指示されたものを受ければ良いと思います。期間の問題は，個人差があります。私の場合は，期間が長くても大丈夫でした。期間が長い裁判をやるべきだとなったら，可能な方が裁判員になるべきだと思います。

裁判員経験者 2 番

比較的早い段階で裁判の日程をお知らせいただけるので，調整がつくのであれば参加しますし，無理な場合は参加できる方をお願いしたいと思います。私の場合は，長い期間でもやってみたかったという思いがあります。

時事通信社

被災地から裁判員を選任することの是非についてどのようにお考えになりますか。また，具体的にこういう改善点や工夫が求められるとのお考えがあれば併せてお伺いしたいと思います。

裁判員経験者1番

私は被災地だからこそ選任はするべきであると思います。津波の被害を受けた方で出られない方は、出られなくてもそのことについて何もペナルティーを科さない、仙台市内であって被災はしたけれども、出られる方には出ていただく。被災地だからこそ出ていただいて社会に貢献していくのが良いと思います。被災地の中でも治安であったり、こういった裁判であったり、滞ることがあってはいけないと思いますので、差別なく御案内し、出られない方は出られないでよろしいのではないかと思います。

時事通信社

5番の方は津波の被害を受けた沿岸部の町にお住まいですが、どのようにお考えですか。

裁判員経験者5番

私は、沿岸部ではなく、どちらかというと山沿いに住んでいますが、私も4月7日の余震で若干住宅に被害が出ましたが、津波の被害を受けた沿岸部の方から見ればかなり傷程度ですので、特に裁判員裁判のために出てくるということについては問題ありませんでした。ただ、津波によって被災された方は欠席されてもやむを得ないと思います。

時事通信社

皆様の中で、御家族が亡くなられたとか、住宅を失った方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者1番

私は、自宅が半損扱いになった程度です。

朝日新聞

1番の方と3番の方からはもっと裁判員経験者同士で話したかったという話がありましたが、裁判員裁判が終わってしまうと、同じ事件を担当した裁判員の方ともお会いすることはないし、身近な人でも裁判員を経験した人はめったにいないと思います。東京の方では裁判員経験者同士のネットワークができていますが、仙台では経験を共有できるような場がないと思うのですが、そういう場があれば参加してみたいと思いますか。

裁判員経験者1番

今回のような意見交換会ですと、裁判員経験者対法曹三者になってしまいます。裁判員経験者同士の意見交換会をさせていただいて、そこに法曹三者が同席してそこから漏れ聞いたところで制度を改善していくという方がより生々しい話が出

て結果的には良かったのではないかと思います。今回の意見交換会はあくまでお国がやる意見交換会という感じがしました。また、個人的な意見ですが、裁判員経験者同士のネットワークがあっても興味も関心ありません。私は、参加しないと思います。

裁判員経験者4番

裁判員経験者同士でネットワークを作っても何かをやっても愚痴の言い合いというか意見交換だけで終わってしまいますので、ほとんど意味がなく参加しないと思います。本当は経験者同士だけの話を法曹三者が聞くという形式が良いと思いますが、現実的には無理ではないかと思います。ですから、こういった場を、もっとフランクな形で気楽に話せるような方向に持っていけるかだと思います。

東北放送

法曹三者にお伺いしますが、裁判員制度が施行されて丸3年を迎えること、また、今回の意見交換会を踏まえて、それぞれの立場で今後裁判員裁判について改善していく点、見直していく点について、お考えをお伺いしたいと思います。

草場弁護士

1番の方がおっしゃった裁判員経験者同士の意見交換会は、私も是非見てみたいし、聞いてみたいと思います。裁判員経験者だけであればもっと活発な議論がなされたのではないかと思います。もっと小さい会で制度改善のための意見を聞いた方がいいんじゃないかと思っています。また、守秘義務のために制度改善のための経験者の意見がうまく集められないという弊害があります。守秘義務の範囲を明確にするのはもちろん大事ですが、もっと軽減を図って、裁判員経験者の経験を制度の改善に向かうようにするのがもっとも大事なことだと思っています。そうでなければ、裁判員制度改善の国民的な議論の材料がないことになってしまいます。それから、弁護士会はこれまで、十分な証拠と評議の時間が確保されているのだろうかと疑問に思っていました。今回の意見交換会だけで結論は出ませんが、期間が長くなれば参加できないという方々だけじゃないと聞いてとても安心しました。十分な証拠の基に十分な審理をしたいという声にも応えられるような制度改善をする必要があるのではないかと考えています。あまり期間を短縮したり、証拠を絞りすぎない方がいいのではないかと今日のお話を伺って感じました。

保坂検事

今日のお話の中で、否認事件が多くなっていることもあって、対立する証言の中で判断をするのが難しいというお話がかなりあったかと思いますが、そういう御意見が多いということ踏まえて、立証責任を負う検察官としては自分たちの主張が正確に理解していただけるように、より分かりやすい主張をして参りたいと考えております。また、充実した審理を行って、適正妥当な判決をいただ

けるよう努力して参りたいと考えております。

渡邊判事

裁判員の方が入っていただく以上は、分かりやすい審理が確保されなければならないと考えています。その分かりやすさは、第一次的には検察官、弁護人の主張ですし、その立証活動ということになりますので、それがどのような形で受け止められているのかということを考えていただきながら、分かりやすさのためにはどういう主張をしていただき、またその事件のポイントがどこにあるのかということをしかりと把握した上で、そこに向けての適切な証拠調べを確保していくことが重要だと思っております。事案に応じて、かなりの証拠を調べなければならない事案もあるでしょうし、評議の時間もかなりとって慎重に深い議論をした上で判決に結びつけていかなければいけない事案もおそらく出てくると思います。また事案によっては、そこまでいかなくても事案が理解できて、量刑を考える上での事情も出てくる事案もあるかと思えます。ですから、期間についても一概には言えませんし、たくさん証拠があればそれで深みのある議論あるいは判断になるかと言えば必ずしもそこには結びつかないと思っております。重要なのは、この事件では何が問題になっていて、そのためにどういう証拠を調べるべきかということを中心として当事者と意見を戦わせた上で、審理計画を組んで、評議をし、それを担う裁判所もどういう姿勢で臨むべきかを考えた上で、今後の審理に臨んでいくことが大事なことでありと考えております。

司会（鈴木判事）

それでは、時間も参りましたので、今日の裁判員経験者との意見交換会は、そろそろ終了とさせていただきます。

私も裁判員裁判を担当して一番感じるのは、裁判で結論を出すというのは一つのルールを作っている作用だと思います。そこに深く県民の皆様が関わって、自分達の社会のルールを自分達が作ると、こういう発想で臨んでいただいているとそういう意欲をすごく感じますし、それだけの中身になってきていると実感しています。確かに、改善すべき細かい点はありますが、基本的にそういう発想から見ますと、この制度は、刑事裁判に非常に大きな変革をもたらした制度だと思っております。また、経験者の皆様の意見を聞いて、今後とも参加しやすい分かりやすい制度へまい進していきたいと意欲を強く致しました。

本日は、本当に貴重な御意見をお聞かせいただきましてどうもありがとうございました。皆様、お疲れでした。

以 上